

千葉市政担当記者 様

平成23年7月7日
 保健福祉局健康部生活衛生課
 電話 (245) 5212
 内線 6080

食品の放射性物質の検査結果について

千葉市内で流通している農産物について検査を行いましたので、その結果を下記のとおりお知らせします。

記

- 1 採取日 7月4日
- 2 検査結果

No.	品目	産地	検査結果 (単位: ベクレル/kg)		食品衛生法の判定
			放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134と137の合計	
1	わけねぎ	千葉県	検出せず	検出せず	適
2	ダイコン	青森県 東北町	検出せず	検出せず	適
3	ニンジン	千葉県	検出せず	検出せず	適

厚生労働省が示した暫定規制値	2,000	500
----------------	-------	-----

- 注) ①「ベクレル」とは、放射能の強さを表す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が崩壊する数を表す。
- ②「検出せず」とは、放射性物質が存在しないか、若しくは検査機器の測定できる能力(定量下限値)より低いわずかな量が存在することを示す。

定量下限値: ヨウ素-131 20ベクレル/kg
 セシウム-134 3.6から5.3ベクレル/kg
 セシウム-137 4.1から5.3ベクレル/kg

- 3 検査実施機関 財団法人 日本食品分析センター多摩研究所